

第516回岡山地方最低賃金審議会

議事要旨

1 日時

令和7年8月20日（水曜日） 午後6時05分～

2 場所

岡山市北区本町6-30

第一セントラルビル2号館 8階会議室アース

3 出席者

公益委員 : 5人

労働者側委員 : 4人（欠席1人）

使用者側委員 : 5人

4 審議事項

- (1) 岡山県最低賃金額の審議について
- (2) 今後の審議日程について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 岡山県最低賃金額の審議について

ア 岡山県最低賃金専門部会部会長から審議会会長に対して専門部会報告書が手交され、審議状況について以下のとおり報告が行われた。

- ・最低賃金決定の三要素、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情等を踏まえ審議を行ったが、労使の間で意見の相違があり全会一致に至らなかったこと。
- ・そのため、公益委員見解として、時間額1,047円、引上額65円を提示、また、発効日について令和7年12月1日を提示、これを採決の結果、公益委員2名と使用者代表委員3名が賛成、労働者代表委員3名が反対としたが、賛成多数で結審となったこと。
- ・専門部会として報告文を作成、その際、専門部会の審議を踏まえ、政府に対して、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しが行われることを強く要望するとの意見、最低賃金審議に

あたり、地域の実情を反映した独自性が発揮できる審議運営を求める意見を附帯事項として記載することが確認されたこと。

イ 専門部会報告に基づいて本審議会として答申することに賛否を求めたところ、公益委員4名、使用者代表委員5名が賛成、労働者代表委員4名が反対としたが、過半数の賛成により決議された。

ウ 答申文の作成にあたり、報告書に盛り込まれた附帯事項について、答申文においても意見を付して提出することが確認され、審議会会長から岡山労働局長に対して答申文が手交された。

(2) 今後の審議日程について

事務局より、答申要旨の公示を経て異議の申出が行われた場合、審議会を開催することについて説明、その際別途調整することとされた。

(3) その他

特になし。

6 配布資料

- ・岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書
- ・岡山県最低賃金の改正決定について（答申）（案）